

就職面談会等参加に係る交通費助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構（以下「機構」という。）は、県内企業が求める人材と県外の有能な人材とのマッチングにより、秋田県内への就職促進を図るため、秋田県、秋田労働局、秋田県内公共職業安定所、県内市町村及び機構が県外で実施する就職面談会等のイベント（以下「面談会等」という。）に参加した秋田県移住定住登録者（以下「登録者」という。）に対して、会場までの移動に要する経費について、就職面談会等参加に係る交通費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その助成金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業 秋田県内が就業場所となる求人をあきた就職ナビに登録している、または、登録する見込みのある企業をいう。
- (2) 県外 秋田県以外の地域
- (3) 秋田県移住定住登録 秋田県が実施する移住支援の登録制度をいう。
- (4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州・沖縄及びこれらに附属する島の在する領域をいう。）における旅行とする。
- (5) パック旅行 旅行会社が提供する旅行商品の一種で交通手段、宿泊施設、食事、観光などがセットになった旅行をいう。
- (6) 登録者の住所地 秋田県移住定住登録に登録している住所地をいう。

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、面談会等への参加にあたって、登録者が支出した次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 公共交通機関
登録者の住所地から面談会等の会場までの公共交通機関での移動にかかる往復交通費とする。ただし、一般的な移動手段及び経路によるものに限ることとし、タクシーは除く。
 - (2) 高速道路料金
登録者の住所地から面談会等の会場までの自動車での移動にかかる高速道路料金とする。ただし、一般的な経路によるものに限ることとし、燃料費、レンタカー費用、駐車料金は除く。
- 2 同行者の経費は認められない。ただし、領収書等の金額が同行者と合算の場合であっても、申請者本人分の金額が明記されている場合は認められる。
 - 3 内国旅行に限るのとする。
 - 4 パック旅行は対象外とする。
 - 5 県内企業が1社以上出展している面談会等を対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、20,000円を定額で助成する。ただし、領収書等の金額が定額に満たな

い場合には、領収書等の金額を助成する。なお、領収書等の金額が1,000円未満の場合は助成の対象としない。

(助成金の交付条件)

第5条 助成金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登録者であること。
交付申請する前に秋田県移住定住登録に登録をしていること。
- (2) 面談会等が県外で実施されていること。
- (3) 面談会等の主催者が秋田県、秋田労働局、秋田県内公共職業安定所、県内市町村及び機構のいずれかであること。なお、県内市町村が主催の場合は、機構が共催または後援の場合に限り対象とする。
- (4) 面談会等で1社以上の県内企業と面談をすること。
- (5) 出発地(登録者の住所地)が県外であること。
- (6) 後日、機構が実施する就職状況調査に回答すること。
- (7) この要綱の規定に従うこと。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする登録者は、次の各号により機構に申請すること。

(1) 申請書類

(ア) 助成金交付申請書

(イ) 領収書等の原本(切符の写しも可)

申請者が支出した経費が分かるもの。(ただし領収書には「切符購入費」または「チケット購入費」など購入した名称が明記されていること。Webで購入した場合は、領収書発行機能で抽出したものを原本として差し支えない。)なお、金額が記載されていない、紛失や取得忘れ、金額が記載されるものが発行されないなどの理由で領収書等を添付できない場合は、対象外とする。

(2) 申請方法

次のいずれかの方法で申請すること。

(ア) 郵送

【郵送先】

〒010-1413

秋田県秋田市御所野地藏田三丁目1番1号 秋田テルサ3F

公益財団法人 秋田県ふるさと定住機構

(イ) 電子メール

申請書や領収書の原本を撮影した画像やPDF等電子データを電子メールにより申請する。
この場合、原本を郵送しなくともよい。

【送信先】

info@furusato-teiju.jp

(ウ) 手渡し

機構職員が参加している面談会等の場合は、当該会場で手渡しにより申請する。

(3) 申請期限

面談会等開催日から14日以内に申請すること。なお、郵送の場合は、消印有効とする。

(4) 申請書類の入手方法

(ア) 面談会等開催時に受付で入手

(イ) あきた就職ナビに登録している方の場合は、あきた就職ナビのマイページ内メニューにある助成金申請手続きより入手

(ウ) 機構へメールでの問い合わせで入手

2 助成金の交付を受けることができる回数は、通算で6回までとする。(あきた就職ナビの登録を解除して再登録をしたとしても通算に含まれる。)

3 1年間で助成金の交付を受けることができる回数は3回までとする。ここでいう1年間とは4月1日から翌年3月31日までとする。

4 申請の受付は祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分までとする。(それ以外の受付は翌営業日とする。)

(助成金の交付決定)

第7条 機構は、登録者から助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認めるときは、助成金交付決定通知書により、また、支給することが適当でないと認めるときは、助成金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 機構は、申請書を受理した日から30日以内に交付等の決定を行い通知するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 機構は、交付決定したとき、申請書をもとに、交付決定した日の属する月の翌月末日までに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 機構は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、助成金の全額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに助成金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年2月1日から施行する。